

県職交渉（R6確定①）概要

- 1 日 時 令和6年10月31日（木）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 給与条例の提案時期、扶養手当、地域手当、時間外勤務、両立支援、再任用職員

【参考】R6確定交渉① 提案内容

- 令和6年4月の公民較差に基づく給与改定は人事委員会勧告を尊重する考え方の下、給料表については、人事委員会勧告どおり改定したいと考えている。
- 『社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）』については、国における見直しを基本としつつ、本県の実情も踏まえ実施したいと考えている。このうち、扶養手当については、人事委員会勧告・報告のとおり、配偶者に係る手当を段階的に廃止するとともに、子に係る手当額を段階的に13,000円に引き上げることとしたい。また、地域手当については、広島市を8%、広島市以外の県内市町を4%とするよう、人事委員会勧告・報告のとおり、段階的に改定したい。
- 育児・介護休業法の改正を踏まえ、子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合において、時間外勤務を免除する職員の範囲を、令和7年4月から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大することとしたい。

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
給与条例の提案時期	○給与改定に係る国の閣議決定や通知はまだ出ていないが、労使で合意した事項は直近の12月議会で条例提案するのが基本ではないか。	○考え方は変わらないが、一方で国や他県の動向も考慮せざるを得ない。状況を踏まえて判断したい。
扶養手当	○見直しの背景・考え方は。 ○配偶者で事情があって働けない人もいるが、救済措置はできないのか。	○民間での家族手当の状況や国の子育ての施策を踏まえて勧告されたものと認識している。 ○心身に著しい障害がある方については被扶養者として認定できる。
地域手当	○給料表の水準調整も含めて段階的に改定していくことになっているが考え方は。 ○仕事の内容が同じなのになぜ4%も差が付くのか。	○引下げになる場合は最大でも1年で合計1%とし、引下げになる地域の在勤者への影響を緩和するよう考えている。 ○県内民間の状況やこれまでの経緯を踏まえて勧告されたものと認識している。
時間外勤務	○人事委員会報告では踏み込んだ言及がされている。 ○メンタルや離職も多い。人材の確保・定着の観点からも具体的な対策を考えてくれ。 ○若い世代は働き方重視の価値観がある。県も働き方を変えていかないといけない。	○コロナや鳥インフル対応が終わった中でも偏りがある等の状況もあるので、引き続き縮減に取り組まないといけない。 ○職員の健康が大事だと思っている。引き続き何ができるか考えたい。
両立支援	○時間外免除の対象拡大の趣旨は。 ○この制度を使っている事例はあるのか。	○子を養育する職員の、より柔軟な働き方を確保する改正だ。 ○事例は承知していない。
再任用職員	○一時金は常勤職員・会計年度任用職員の半分しかない。不合理だ。 ○同じように一緒に働いているのになぜ再任用職員だけ違うのか。制度の矛盾が大きい。人事委員会とも議論してくれ。	○モチベーションの観点から課題と思っている。